

入札・契約制度説明会（建設工事）

日時：令和6年10月28日（月） 午後2時00分から
場所：東広島市消防庁舎 講堂

<次第>

- | | | |
|----|--|-------------|
| 1 | 令和7・8年度入札参加資格審査申請について
（令和7年4月1日認定予定） | 【契約課】 …… 1 |
| 2 | 年間維持管理業務における発注単位等について
（令和6年11月1日以降適用開始） | 【契約課】 …… 2 |
| 3 | 技術者等の適正配置の改正について
（令和7年4月1日以降適用開始） | 【契約課】 …… 3 |
| 4 | 総合評価落札方式一般競争入札の改正について
（令和7年4月1日以降適用開始） | 【契約課】 …… 6 |
| 5 | 災害実績条件付一般競争入札について
（令和7年4月1日以降適用開始） | 【契約課】 …… 8 |
| 6 | 工事成績条件付一般競争入札について
（令和7年6月1日以降適用開始） | 【契約課】 …… 10 |
| 7 | 東広島市工事中情報共有システム実施要領について
（令和7年4月1日以降適用開始） | 【検査課】 …… 12 |
| 8 | 東広島市週休2日適用工事等実施要領の改正について
（令和7年1月1日以降適用開始） | 【検査課】 …… 13 |
| 9 | 東広島市工事成績評定要領の改正について
（令和7年4月1日以降適用開始） | 【検査課】 …… 14 |
| 10 | その他 | |
| | (1) 入札契約等に係る書類の押印の取扱いについて | 【契約課】 …… 15 |
| | (2) 電子保証の導入について | 【契約課】 …… 21 |
| | (3) 入札不調となった災害復旧工事の受注意向申し出について | 【契約課】 …… 22 |
| | (4) 工事書類の平準化（簡素化）について | 【検査課】 …… 24 |
| 11 | 質疑応答 | |

東広島市

総務部 検査課 TEL082-420-0950
総務部 契約課 TEL082-420-0930

1 令和7・8年度入札参加資格審査申請について

1 趣旨

令和7・8年度の建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の競争入札参加資格審査申請手続きを広島県及び県内市町で共同利用する資格審査受付システムを利用して申請受付を開始します。

2 受付期間

(1) 申請受付期間

令和6年11月1日（金）から令和6年11月22日（金）

(2) 書類提出期間

令和6年11月1日（金）から令和6年11月29日（金）

3 改正点

(1) 発注者別評価項目について

発注者別評価項目	R5・R6 配点	R7・R8 配点		
東広島市優良建設工事表彰の該当	—	R3～R6年度の各年度の表彰について10点（最大40点）		
建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用状況	—	事業者登録	5点	
		登録技能労働者割合	75%以上	5点
			50%～74%	3点
10%～49%	1点			
エコアクション21の認証	2点	—		
ISO14005の取得	3点	5点		

※発注者別評価項目の改正を含めて、令和7年4月1日付けでの建設工事種別格付基準の改正を検討します。

4 認定通知

認定通知書は令和7年4月1日付けで通知予定です。

2 年間維持管理業務における発注単位等について

1 趣旨

道路河川等維持業務及び県道維持業務においては、八本松町及び志和町について一つの発注単位としていましたが、近年の入札状況等を考慮して令和6年度に発注する令和7年度履行分から町別の発注単位に見直しを行います。

また、令和5年度から試行導入した道路河川等維持業務における一抜け方式による入札は、今年度も引き続き実施します。

2 対象案件

(1) 発注単位の見直しを行う業務

ア 道路河川等維持業務

No.	業務名	業種・認定等級	発注単位 (令和6年度履行分)	発注単位 (令和7年度履行分)
1	八本松町1工区道路河川等維持業務	土木一式工事 A、B、C	八本松町 志和町	八本松町 志和町
2	八本松町2工区道路河川等維持業務			
3	志和町1工区道路河川等維持業務			
4	志和町2工区道路河川等維持業務			

イ 県道維持業務

No.	業務名	業種・認定等級	発注単位 (令和6年度履行分)	発注単位 (令和7年度履行分)
1	県道八本松町維持業務	土木一式工事 A、B、C	八本松町 志和町	八本松町 志和町
2	県道志和町維持業務			

(2) 一抜け方式による入札

令和7年度の道路河川等維持業務 ※令和6年度中に発注するものに限る。

参考：令和7年度道路河川等維持業務一覧（予定）

No.	業務名	業種・認定等級	発注単位
1	西条町1工区道路河川等維持業務	土木一式工事 A、B、C	西条町
2	西条町2工区道路河川等維持業務		
3	西条町3工区道路河川等維持業務		
4	西条町4工区道路河川等維持業務		
5	八本松町1工区道路河川等維持業務		八本松町
6	八本松町2工区道路河川等維持業務		
7	志和町1工区道路河川等維持業務		志和町
8	志和町2工区道路河川等維持業務		
9	高屋町1工区道路河川等維持業務		高屋町
10	高屋町2工区道路河川等維持業務		
11	高屋町3工区道路河川等維持業務		
12	黒瀬町1工区道路河川等維持業務		黒瀬町
13	黒瀬町2工区道路河川等維持業務		
14	黒瀬町3工区道路河川等維持業務		
15	福富町道路河川等維持業務		福富町
16	豊栄町道路河川等維持業務		
17	河内町道路河川等維持業務		河内町
18	安芸津町1工区道路河川等維持業務		
19	安芸津町2工区道路河川等維持業務		安芸津町

3 技術者等の適正配置の改正について

1 趣旨

建設業における担い手確保が急務である中、限りある技術者を最大限活用するため、主任技術者等の配置条件を見直す。

また、災害復旧工事の進捗を踏まえ、平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事に係る主任技術者及び現場代理人の兼務制限の緩和（以下「災害特例」という。）を廃止する。

2 内容

(1) 公告時点での技術者の専任指定の廃止

工事ごとに発注者が予め公告で技術者の専任要否を指定する運用を見直し、請負代金額（税込）により、受注者において建設業法に則った適正な技術者を配置することとする。

改正前	改正後
設計金額により発注者が専任を指定	請負代金額（税込）により受注者が適正な技術者を配置
※設計金額 4,000 万円（建築一式工事 8,000 万円）以上の場合、入札金額に関わらず専任配置が必須	※請負代金額（税込）4,000 万円（建築一式工事 8,000 万円）以上の場合、専任配置が必要（受注者は入札金額で判断） 【建設業法第 26 条第 3 項】

(2) 監理技術者の必置規制等の廃止

下請金額が 4,500 万円（建築一式工事 7,000 万円）以上となることが見込まれる場合、入札参加資格要件として、予め監理技術者の資格を有する者の専任配置及び特定建設業許可を有することを求める運用を見直し、下請予定金額を踏まえ、受注者において建設業法に則った適正な技術者配置及び入札を行うこととする。

改正前	改正後
①技術者配置 下請予定金額に関わらず発注者により、監理技術者の有資格者の配置を義務付け ※下請金額が 4,500 万円（建築一式工事 7,000 万円）以上となることが見込まれる場合	①技術者配置 下請予定金額により受注者が監理技術者の有資格者を配置 ※下請金額が 4,500 万円（建築一式工事 7,000 万円）以上の場合には監理技術者を配置 【建設業法第 26 条第 2 項】 ※1号工事においては、下請予定金額が 4,500 万円（建築一式工事 7,000 万円）以上となるかどうかについて、資格要件確認資料等で示すこと。
②建設業許可の種類 下請予定金額に関わらず発注者により、特定建設業許可を有することを義務付け ※下請金額が 4,500 万円（建築一式工事 7,000 万円）以上となることが見込まれる場合	②建設業許可の種類 下請予定金額により受注者が入札の可否を判断 ※下請金額が 4,500 万円（建築一式工事 7,000 万円）以上の場合には特定建設業許可が必要 【建設業法第 3 条第 1 項第 2 号】

(3) 主任技術者等の兼務制限の改正

災害復旧工事の進捗を踏まえ、災害特例を廃止するとともに、人材を最大限活用し工事執行の円滑化を図るため、主任技術者の兼務制限を改正する。

※変更箇所のみを抜粋しているため、詳細は「技術者等の適正配置について」を確認すること。

ア 主任技術者の取扱い

請負対象設計金額（税込） ※改正後は請負代金額（税込）とする。		改正前	改正後
1号工事・総合評価	4,000万円以上 (建築一式工事は、8,000万円以上) 【主任技術者配置工事】	2件以内 ※工事場所が東広島市内で密接な関係があり、相互の間隔が10km以内の公共工事であること。 <u>※災害復旧工事を含む場合、工事場所が東広島市内で密接な関係があり、全ての工事場所の間隔が25km以内の公共工事であれば5件まで兼務を認める。</u>	2件以内 ※工事場所が東広島市内で密接な関係があり、相互の間隔が10km以内の公共工事であること。
2号工事	4,000万円未満 (建築一式工事は、8,000万円未満)	5件以内 <u>※災害復旧工事に係る主任技術者等の件数を除く。</u>	<u>兼務制限なし</u>
	500万円未満 (建築一式工事は、1,500万円未満)	兼務制限なし	兼務制限なし

イ 現場代理人の取扱い

請負対象設計金額（税込） ※改正後は請負代金額（税込）とする。		改正前	改正後
1号工事・総合評価	4,000万円以上 (建築一式工事は、8,000万円以上) 【主任技術者配置工事】	2件以内 ※工事場所が東広島市内で密接な関係があり、相互の間隔が10km以内の公共工事であること。 <u>※災害復旧工事を含む場合、工事場所が東広島市内で密接な関係があり、全ての工事場所の間隔が25km程度以内の公共工事であれば5件まで兼務を認める。</u>	2件以内 ※工事場所が東広島市内で密接な関係があり、相互の間隔が10km以内の公共工事であること。

3 適用期間

令和7年4月1日以降、全ての工事に適用する（従前の取扱いにより、契約済の工事又は公告、指名又は見積依頼した工事を含む。入札手続中の工事は、契約後から適用する。）。

ただし、2（3）については、災害特例の廃止により兼務上限を超える場合は、兼務中の工事が完成し（「工事が完成」とは、その完成検査が終了し、検査確認通知書が交付されたことをいう。）、主任技術者又は現場代理人の兼務要件の範囲内になるまでの間はこの取扱いを適用しない（この取扱いの範囲内になるまでの間、兼務中以外の工事の主任技術者又は現場代理人として配置することはできないため注意すること。）。

4 総合評価落札方式一般競争入札の改正について

1 趣旨

建設業者の技術力向上に対する意欲を高め、業者の育成に貢献するとともに、工事成績などによる競争を促進し、新しい技術やノウハウの導入を促していくため、東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項（総合評価落札方式）の一部改正を行います。

2 発注対象工事

(1) 簡易Ⅰ型

工事实績のほか、簡易な施工計画を求め評価するもの。

(2) 簡易Ⅱ型

工事实績を中心に評価項目を設定し評価するもの。

3 改正点

(1) 総合評価落札方式により落札した工事の手持ち件数制限（5件）を廃止します。

東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項（総合評価落札方式）

改正後	改正前
5. 落札者の決定について (5) <u>削除</u>	5. 落札者の決定について (5) 総合評価落札方式により落札した工事の手持ち件数は、5件を限度とする。手持ち件数5件を超える者が、落札候補者となった場合は、当該入札を無効とする。なお、この場合においては、指名除外措置の対象外とする。この件数の取り扱いについては、次のア及びイのとおりとする。 ア 件数は、原則開札日の前日の状況とする。ただし、開札日以降に工期の終期が到来する工事であっても完了検査が終了し、開札日の前日までに交付された検査確認通知書の写しを提出できる場合は、件数には含まないものとする。 イ 件数には、開札日以降に落札候補者となった工事を含むものとする。

(2) 評価対象年度の改正

地域貢献の実績など評価の対象とする年度を改正します。

4 適用日

令和7年4月1日以降に公告する案件から適用します。

令和7年度 総合評価落札方式一般競争入札 評価項目・配点

	評価項目		配点	土木一式		左記以外 (建築一式、舗装、その他)	
	区分	評価内容		市内本店のみ	市外参加可	市内本店のみ	市外参加可
I型	1.施工計画	(1)施工計画の実施手順の妥当性	2点	△ (選択)		△ (選択)	
		(2)工期設定の適切性	2点	△ (選択)		△ (選択)	
		(3)施工に関する課題への対応の適切性	6点	△ (1項目以上選択)		△ (1項目以上選択)	
		(4)品質の確認方法、管理方法の適切性					
	小計			6~10点		6~10点	
I型・II型 共通	2.企業の施工能力	(1)同種・類似工事の施工実績 (直近15年間) ※1	2点	○	○	○	○
		(2)工事成績評定点 (直近3年間の平均) ※2	3点	○	—	○	—
		(3)建設キャリアアップシステムへの事業者登録状況	0.5点	○	○	○	○
		(4)当該業種で優良建設工事表彰に該当(直近3年間) ※3	1点	○	—	○	—
		小計			6.5点	2.5点	6.5点
	3.配置予定技術者の能力	(1)主任(監理)技術者の保有する資格 (専門資格を含む) ※4	1点	○	○	○	○
		(2)主任(監理)技術者の同種・類似工事の施工経験の有無(直近15年間) ※1	1点	○	○	○	○
		(3)施工経験工事の従事形態 ※5	1点	○	○	○	○
		(4)継続教育(CPD)の取組状況	1点	○	○	○	○
		(5)若手技術者(39歳以下)又は女性技術者の活用	1点	○	○	○	○
		小計			5点	5点	5点
	4.地域の精通性	(1)地域内における本店の有無	1点	—	○	—	○
		(2)東広島市域内における同種・類似工事の元請施工実績(直近15年間) ※1	1点	—	○	—	○
		小計			—	2点	—
	5.地域貢献の実績	(1)災害対応活動の有無 ※6	2点	○	—	△ (協定締結のみ 0.25点)	—
		(2)広島県アダプト制度(マイロード・ラブリバー制度)における活動実績の有無(前年度)	0.25点	○	○	○	○
		(3)東広島市公園里親制度活動の実績の有無(前年度)	0.5点	○	○	○	○
		(4)市内企業の活用割合 (一次下請総額に占める市内企業の割合)	1点	○	○	○	○
		(5)市内資材販売業者からの指定資材調達割合	1点	○	○	○	○
		小計			4.75点	2.75点	3点
6.社会貢献	(1)障害者雇用の状況 ※7	0.25点	○	○	○	○	
	小計			0.25点	0.25点	0.25点	0.25点
7.施工体制	(1)調査基準価格に基づく施工体制の確保 (前年度に完了検査を受けた低入札工事の成績評定が全て良好であった者は調査基準価格以上と同様に加点) ※8	5点	○	○	○	○	
	小計			5点	5点	5点	5点
合計				21.5~ 31.5点	17.5~ 27.5点	19.75~ 29.75点	17.5~ 27.5点

※1 平成22年4月1日以降に完成した元請施工実績を評価の対象とする。

※2 令和4年度から令和6年度までの同一工種の平均点とする。
(ただし、令和7年5月31日以前に公告を行う案件は、令和3年度から令和5年度までの平均点とする。)

区分	得点
平均工事成績評定点85点以上	3.0
平均工事成績評定点65点~85点未満	3.0×(平均工事成績評定点-65)/20

65点未満の者又は実績のない者は、0点とする。

※3 令和4年度から令和6年度までの表彰を評価対象とし、配点は次のとおりとする。
優良建設工事特別表彰(5年連続で優良建設工事表彰) 1.0、優良建設工事表彰 0.5

※4 技術者資格の配点は次のとおりとする。
専門資格設定ありの場合：専門資格あり 1.0、専門資格なし・1級技士 0.5、専門資格なし・2級技士 0.25
専門資格設定なしの場合：1級技士 1.0、2級技士 0.5

※5 3(2)において評価した場合に評価の対象とする。

※6 加点を行う災害復旧工事の受注実績対象年度は、令和元年度から令和7年度とする。
災害対応活動の配点は次のとおりとする。

10回以上 2.0、5回以上 1.5、3回以上 1.0、1回以上 0.5、協定締結のみ 0.25

※7 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づく雇用義務がない者にあつては、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係(所属建設業者との間に第三者の介入する余地の無い雇用に関する一定の権利義務関係が開札日前に連続して3か月以上存すること)とある場合に評価の対象とする。

※8 調査基準価格未満の応札者のうち、前年度に完了検査を受けた同一工種での低入札工事の工事成績評定が全て80点以上であった者は、調査基準価格以上での応札者と同様に評価する。

5 災害実績条件付一般競争入札について

1 趣旨

災害復旧工事を受注した建設業者を評価するため、災害復旧工事の受注実績を入札参加要件とした災害実績条件付一般競争入札を、令和7年度も引き続き試行します。

2 内容

具体的な試行対象案件、設定要件等は次ページ「災害実績条件付一般競争入札について」のとおりです。

発注件数については、次のとおりとし、その他の要件については従来どおりです。

令和6年度	令和7年度
各ランク <u>27</u> 件程度（各ランク各町 <u>3</u> 件以内）とします。	各ランク <u>18</u> 件程度（各ランク各町 <u>2</u> 件以内）とします。

3 適用日

令和7年4月1日以降に公告する案件から適用します。

災害実績条件付一般競争入札について

1 趣旨

東広島市が発注する建設工事について、災害復旧工事を受注した建設業者を評価するため、災害復旧工事の受注実績を要件とした「災害実績条件付一般競争入札」を引き続き試行します。

2 内容

(1) 試行対象工事

試行対象は次のいずれも満たす案件とします。

- ア 市内本店対象案件であること。
- イ 土木一式工事での発注であること。
- ウ 予定価格が税込500万円以上であること。
- エ 参加可能ランクが次表に該当すると認められること。

ランク	設計金額
A	東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程別表第2の格付別標準発注金額表に応じて設定し、町該当の設定はしないものとします。
B	
C	

※各ランク 18 件程度（各ランク各町 2 件以内）とします。

※対象工事がない場合もあります。

※町とは、西条、八本松、志和、高屋、黒瀬、福富、豊栄、河内、安芸津の各地区のことをいいます。

(2) 設定要件等

平成30年度以降に東広島市が発注した災害復旧工事（土木一式工事）を 3件以上受注した者とします。

※災害復旧工事は平成30年7月豪雨災害に限りません。また、今後発災した場合、それらを含みます。ただし、応急復旧等業務は含みません。

※災害復旧工事の発注方式（一般競争入札、指名競争入札、随意契約）を問いません。

※入札参加資格のない者が落札候補者となった場合、事後審査で無効とします。

3 適用日

令和7年4月1日以降に公告する案件から適用します。

6 工事成績条件付一般競争入札について

1 趣旨

公共工事の品質確保を図ることを目的として、工事成績評定点を参加要件に加えた一般競争入札を、令和7年度も引き続き試行します。

2 内容

具体的な試行対象案件、設定要件等は次ページ「工事成績条件付一般競争入札について」のとおりです。

発注件数及びその他の要件の変更点については次のとおりです。

	令和6年度	令和7年度
発注件数	各ランク <u>9</u> 件程度（各ランク各町 <u>1</u> 件以内）とします。	各ランク <u>18</u> 件程度（各ランク各町 <u>2</u> 件以内）とします。
設定要件	<u>次の①又は②のいずれかを満たす者</u> ①令和 <u>3</u> 年度から令和 <u>5</u> 年度までの3か年の工事成績評定平均点が、65点以上の者 ②令和 <u>3</u> 年度から令和 <u>5</u> 年度までの3か年の間に一度も工事成績評定を受けていない者（新規業者を含む）	令和 <u>4</u> 年度から令和 <u>6</u> 年度までの3か年の工事成績評定平均点が、65点以上の者
参加できない者	令和 <u>3</u> 年度から令和 <u>5</u> 年度までの3か年の工事成績評定平均点が、65点未満の者	<u>次の①又は②のいずれかに該当する者</u> ①令和 <u>4</u> 年度から令和 <u>6</u> 年度までの3か年の工事成績評定平均点が、65点未満の者 ②令和 <u>4</u> 年度から令和 <u>6</u> 年度までの3か年の間に一度も工事成績評定を受けていない者（新規業者を含む）

3 適用日

令和7年6月1日以降に公告する案件から適用します。

（令和4年度から令和6年度までの3か年の工事成績評定平均点が令和7年6月1日以降に通知されるため。）

工事成績条件付一般競争入札について

1 趣旨

公共工事の品質確保を図ることを目的として、工事成績評定点を入札参加要件に加えた「工事成績条件付一般競争入札」を引き続き試行します。

2 内容

(1) 発注対象工事

発注対象は次のいずれも満たす案件とします。

- ア 市内本店対象案件であること。
- イ 土木一式工事での発注であること。
- ウ 予定価格が税込500万円以上であること。
- エ 参加可能ランクが次表に該当すると認められること。

ランク	設計金額
A	東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程 別表第2の格付別標準発注金額表に応じて設定し、町該当の設定はしないものとします。
B	
C	

※各ランク 1 8件程度（各ランク各町 2 件以内）とします。

※対象工事がない場合もあります。

※町とは西条、八本松、志和、高屋、黒瀬、福富、豊栄、河内、安芸津の各地区のことをいいます。

(2) 設定要件等

設定要件は次に掲げるとおりとします。

設定要件
令和4年度から令和6年度までの3か年の工事成績評定平均点が、65点以上の者

※令和4年度から令和6年度までの工事成績評定平均点は、令和7年6月以降に、令和4年度から令和6年度までに工事成績評定対象工事を1件以上受注した全者に対して検査課から通知します。その際、対象受注工事が3件未満の場合には、不足1件当たり65点の「みなし評価点」の補正を行い算出します。

【参加できない者】

入札に参加できない者は、次に該当する者となります。

参加できない者
次の①又は②のいずれかに該当する者
①令和4年度から令和6年度までの3か年の工事成績評定平均点が、65点未満の者
②令和4年度から令和6年度までの3か年の間に一度も工事成績評定を受けていない者（新規業者を含む）

※入札参加資格のない者が落札候補者となった場合、事後審査で無効となります。

3 適用日

令和7年6月1日以降に公告する案件から適用します。

（令和4年度から令和6年度までの3か年の工事成績評定平均点が令和7年6月1日以降に通知されるため。）

7 東広島市工事中情報共有システム実施要領について

1 趣旨

工事中情報共有システムの適用拡大に向けて、『東広島市工事中情報共有システム実施要領』を制定します。なお、建築工事を除く建設工事版（以下、「建設工事」という。）と建築工事版の2つに分けて、実施要領を制定します。

2 内容

(1) 発注方式

【発注者指定型】

建設工事：設計金額3,000万円以上の工事を対象。

建築工事：設計金額7,000万円以上の工事を対象。

【受注者希望型】

建設工事：設計金額3,000万円未満の工事を対象。

建築工事：設計金額7,000万円未満の工事を対象。

(2) 利用対象の工事関係書類

建設工事：工事打合せ簿、材料確認書、立会書、段階確認書、工事履行報告書

建築工事：工事打合せ簿、工事履行報告書

※その他の書類は紙媒体で提出するものとしますが、受注者と監督職員で協議の上、一部又は全部を利用対象とすることができるものとします。

(3) システム利用料

受注者が一般社団法人広島県土木協会へシステム利用料を支払うものとし、発注者はシステム利用料を積算するものとします。

(4) 納品及び検査

工事中情報共有システムを利用した工事関係書類は、電子媒体により納品し、原則、紙に出力することを要せず、電子媒体による検査を行うものとします。

3 適用日

令和7年4月1日以降に公告する案件から適用します。

8 東広島市週休2日適用工事等実施要領の改正について

1 趣旨

持続可能な建設産業に向けた労働環境の改善など、将来の担い手確保に向けた取組として、令和5年より週休2日の取組を行っています。

今回の改正は、月単位の週休2日の補正係数等を新設し、取組の更なる普及促進を図ります。

2 主な改正の内容

(1) 週休2日の定義

これまでの工期全体（通期）の週休2日に加え、月単位の週休2日を導入します。

(2) 発注方式

受注者希望型を廃止し、すべての工事を発注者指定型で発注します。

(3) 補正係数

対象期間において、月単位又は通期で4週8休以上を達成できた場合の補正係数を新設します。

対象期間全体で4週6休以上、4週7休以上の補正係数を廃止します。

(4) 工事成績評定

受注者の責により、週休2日又は週休2日交替制の取組む姿勢が見られなかった場合、必要に応じて減点します。

3 適用日

令和7年1月1日以降から適用します。

9 東広島市工事成績評定要領の改正について

1 趣旨

建設業界の担い手確保を目的として、「若手・女性技術者の登用等の働き方改革」を工事成績評定の評価対象項目に追加します。

2 内容

- (1) 考 査 項 目：創意工夫
- (2) 評価対象項目：若手や女性技術者の登用など、担い手確保に向けた取り組みが図られている。
- (3) 対 象：工期の全期間にわたり従事した主任（監理）技術者
- (4) 若手技術者：主任（監理）技術者指名届を提出した日に39歳以下であること。

3 適用日

令和7年4月1日以降に請負契約した案件から適用します。

10 その他

(1) 入札契約等に係る書類の押印の取扱いについて

1 趣旨

入札契約事務に係る書類及び請求書等の契約後に使用する書類について、手続きにおける事務の負担軽減及び利便性向上を図るため、書類への押印の必要性について見直しを行い、押印の必要性があると判断した書類以外について、押印廃止を行うものです。

2 押印廃止を検討した際の判断基準

次の①又は②に該当する場合は押印を存続することとし、契約約款様式等、本市の様式が広島県の様式に準じているものについては、広島県が押印廃止しているか否かを参考に判断を行いました。

● 押印を存続する必要性がある書類

① 国の法令や広島県の条例等で、押印が必要であることが定められている書類

例：建設工事請負契約書

※地方自治法第234条第5項及び建設業法第19条に押印が必要と規定されています。

② 押印を求める趣旨に合理性が認められ、広島県も押印を存続している書類

例：入札（見積）に係る書類

※契約書に記載する請負代金額の根拠となるものであり、会社の総意での入札（見積）であることを厳格に確認する必要があると判断したためです。

3 押印廃止を行う書類

詳細は添付の「書類一覧」のとおり。

4 適用日

令和7年4月1日から適用します。

書類一覧

書類分類等	様式名	押印
契約書	建設工事請負契約書	存続
	建設工事請負仮契約書	存続
	建設工事変更請負契約書	存続
	建設工事変更請負仮契約書	存続
	業務委託契約書	存続
	業務委託変更契約書	存続
東広島市建設工事競争契約入札心得	入札書 ※建設工事	存続
	入札書 ※業務	存続
	設計図書等に対する質問書	廃止
	入札金額の積算内訳書 ※建設工事	存続
	入札金額の積算内訳書 ※業務	存続
	入札辞退届	廃止
	委任状	存続
電子入札サブシステム利用者個別規約	書面参加申請書	存続
東広島市建設工事暴力団等排除要綱	指名除外通知書	存続
建設工事等条件付一般競争入札実施要領	設計図書に対する質問書	廃止
随意契約締結に係る事務取扱要領	見積書(工事)	存続
	見積書(業務)	存続
	見積金額の積算内訳書(工事)	存続
	見積金額の積算内訳書(業務)	存続
	見積辞退届	廃止
建設工事請負契約における契約保証に関する事務処理要領	保証金(保険金)請求書	存続
	歳入歳出外現金返還請求書(保管有価証券返還請求書)	廃止
	受領書	廃止
	保証契約内容変更承認書	存続
建設業者等指名除外基準要綱	建設工事等指名除外通知書	存続
	建設工事等指名除外変更通知書	存続
	建設工事等指名除外解除通知書	存続
競争入札参加資格承継承認事務取扱要領	競争入札参加資格承継承認申請書	存続
	競争入札参加資格承継承認通知書	存続
建設工事等競争入札参加資格再認定取扱要領	再度の入札参加資格審査申請書	存続
東広島市契約後VE方式工事試行要領	VE提案書	廃止
東広島市低入札価格調査制度事務取扱要領	低入札価格調査報告書	廃止
東広島市概算数量発注方式試行要領	緊急工事指示書	存続
	緊急業務指示書	存続

書類一覧

書類分類等	様式名	押印
東広島市余裕期間制度適用工事に係る事務取扱要領	余裕期間制度適用工事 工期申出書	廃止
技術者等の兼務に係る様式	現場代理人・主任技術者 兼務申請書	廃止
	現場代理人・主任技術者 兼務承認書	廃止
	現場代理人・主任技術者 兼務非承認書	廃止
	現場代理人・主任技術者 兼務承認取消書	廃止
建設工事条件付一般競争入札に係る様式	誓約書(一般競争入札用)	廃止
	媒体提出通知書	廃止
	【参考様式】実務経歴書(建設工事)	廃止
建設工事総合評価落札方式実施要領に係る様式	誓約書(総合評価用)	廃止
	技術資料	廃止
	自己採点表	廃止
	申立書	廃止
測量・建設コンサルタント等業務条件付一般競争入札に係る	【参考様式】実務経歴書(測量・建設コンサルタント等業務)	廃止
電子入札立会いに係る様式	開札日開札立会い申請書	廃止
	委任状(開札日開札立会い委任状)	廃止
建設リサイクル法に係る対象建設工事の届出に係る様式	法12条第1項に基づく書面	廃止
	法第13条及び省令第4条に基づく書面	廃止
現場代理人の兼務に係る様式	現場代理人 兼務申請書	廃止
	現場代理人 兼務承認書	廃止
	現場代理人 兼務非承認書	廃止
	現場代理人 兼務承認取消書	廃止
建設工事請負契約約款第25条第6項運用マニュアル(暫定版)に係る様式	建設工事請負契約約款第25条第6項に基づく請負代金額の変更について(請求)	廃止
	変更協議に係る承諾書	廃止
災害復旧工事受注意向申し出に係る様式	受注意向申出書	廃止

書類一覧

書類分類等	様式名	押印
建設工事請負契約約款様式①	請負代金内訳書	廃止
	当初(変更)工程表	廃止
	権限委任(職務分担)通知書	廃止
	現場代理人及び主任技術者等指名(変更)届	廃止
	実務経歴書	廃止
	現場代理人配置承認申請書	廃止
	誓約書 ※専任工事	廃止
	誓約書 ※兼任可能工事	廃止
	工事履行報告書	存続
	措置請求書	廃止
	措置決定通知書	廃止
	工事材料持出承認願	廃止
	支給品受領書	廃止
	貸与品借用(返納)書	廃止
	貸与品 支給品 滅失毀損報告書	廃止
	支給品精算書	廃止
	確認依頼書	廃止
	確認結果通知書	廃止
	工事内容変更通知書	廃止
	工事一時中止通知書	廃止
	工事一時中止解除通知書	廃止
	工事続行不能届	廃止
	工期延長(短縮)申請書	廃止
	工期の変更について(協議)	廃止
	請負代金額の変更について(協議)	廃止
	請負代金額等の変更について(協議)	廃止
	変更協議に係る承諾書	廃止
	賃金又は物価変動 特別の事情の発生 に基づく請負代金額の変更について(協議)	廃止
	賃金又は物価変動 特別の事情の発生 に基づく請負代金額の変更に係る協議が整わなかった場合の通知	廃止
	賃金又は物価変動 特別の事情の発生 に基づく請負代金額の変更請求について	廃止
	工事材料価格の変動に基づく請負代金額の変更について(協議)	廃止
	工事材料価格の変動に基づく請負代金額の変更請求について	廃止
	請負代金額等の変更について(協議)	廃止
	工事材料価格の変動に基づく請負代金額の変更請求について(協議)	廃止
	工事材料価格の変動に基づく請負代金額の変更請求に係る承諾書	廃止
	天災その他の不可抗力による損害の通知について	廃止
	損害確認通知書	廃止
	設計図書の変更について(協議)	廃止
	変更協議に係る承諾書	廃止
	完成通知書	廃止

書類一覧

書類分類等	様式名	押印
建設工事請負契約約款様式②	修補完了通知書	廃止
	引渡書	廃止
	引渡請求書	廃止
	請求書	廃止
	部分使用承認願	廃止
	部分使用承諾書	廃止
	認定請求書 認定調書	廃止
	請負工事出来形検査要求書	廃止
	請負代金相当額について(協議)	廃止
	指定部分完成通知書	廃止
	指定部分相当額について(協議)	廃止
	協議に係る承諾書	廃止
	指定部分引渡書	廃止
	代理受領承認願	廃止
	建設工事請負契約解除通知書 ※契約保証あり	廃止
	建設工事請負契約解除通知書 ※契約保証なし	廃止
	現場発生品調書	廃止
	工事打合せ簿	存続
	段階確認書	存続
	材料確認書	存続
立会書	存続	
業務委託契約約款様式①	業務打合せ簿	存続
	打合せ記録簿	存続
	当初(変更)業務工程表	廃止
	委任(下請負)承認願	廃止
	委任(下請負)承諾書	廃止
	調査職員選任(変更)通知書	廃止
	管理技術者及び照査技術者選任(変更)通知書	廃止
	管理技術者 照査技術者 実務経歴書	廃止
	措置請求書	廃止
	措置決定通知書	廃止
	業務履行報告書	存続
	支給品受領書	廃止
	貸与品借用(返納)書	廃止
	貸与品 支給品 滅失毀損報告書	廃止
	支給品精算書	廃止
	確認請求書	廃止
	確認結果通知書	廃止
	業務内容変更通知(提案)書	廃止
	業務一時中止通知書	廃止
	業務一時中止解除通知書	廃止
	履行期間延長(短縮)申請書	廃止

書類一覧

書類分類等	様式名	押印
業務委託契約約款様式②	履行期間の変更について(協議)	廃止
	業務委託料の変更について(協議)	廃止
	業務委託料等の変更について(協議)	廃止
	変更協議に係る承諾書	廃止
	天災その他の不可抗力による損害の通知について	廃止
	損害確認通知書	廃止
	設計図書の変更について(協議)	廃止
	委託業務完了通知書	廃止
	業務完了検査結果通知書	廃止
	検査調書	廃止
	引渡書	廃止
	修補完了通知書	廃止
	引渡請求書	廃止
	請求書	廃止
	部分使用承諾願	廃止
	部分使用承諾書	廃止
	指定部分完了通知書	廃止
	指定部分引渡書	廃止
	部分引渡承諾願	廃止
	部分引渡承諾書	廃止
	引渡部分相当額について(協議)	廃止
	指定部分相当額について(協議)	廃止
	協議に係る承諾書	廃止
代理受理承諾願	廃止	
業務委託契約解除通知書	廃止	
東広島市建設工事検査規程	検査確認通知書	廃止
	中間検査確認通知書	廃止
	出来形(部分払)検査確認通知書	廃止
	出来形(部分引渡し)検査確認通知書	廃止
	出来形(部分払)検査確認通知書 ※委託業務	廃止
	業務完了検査結果通知書	廃止
東広島市調査設計測量委託業務等検査規程	出来形(部分引渡し)検査確認通知書	廃止
東広島市工事成績評定要領	工事成績評定書	廃止
	工事成績評定通知書	廃止
	工事成績評定に係る説明書(依頼)	廃止
	工事成績評定に係る説明書(回答)	廃止

(2) 電子保証の導入について

1 趣旨

契約関係事務のデジタル化を推進するため、電子保証を導入します。

2 内容

契約保証及び前払金保証について、紙媒体での保証証書等の提出に加えて、電磁的記録により発行された保証証書等（電子証書等）の提出を可能とします。

提出方法等については、令和6年度中にホームページ等でお知らせします。

(電子保証の対象となるもの)

区分	保証事業会社	損害保険会社
契約保証	契約保証証書	履行保証保険証券 公共工事履行保証証券
前払金（中間前払金）保証	前払金保証証書	—

3 適用日

令和7年4月1日以降に締結する契約から適用します。

(3) 入札不調となった災害復旧工事の受注意向申し出について

趣旨

災害からの復旧・復興に迅速に対応することを目的とした、災害復旧工事の受注意向申し出に係る制度（令和2年11月16日から適用）について、令和7年度以降も引き続き適用する予定です。

●災害復旧工事の受注意向申し出に係る制度の概要等

①制度概要

災害からの復旧・復興のさらなる迅速化を図るため、入札不調となった災害復旧工事について、受注意向の申し出のあった事業者の方と随意契約を締結するものです。

②受注意向の申し出方法

受注意向のある事業者の方は、案件ごとに設定する提出期限までに、契約課へ「受注意向申出書」（別紙①参照）により、受注意向のある旨を申し出てください。

なお、提出方法は、持参またはFAXとします。

③対象工事

一般競争入札にて入札不調となった災害復旧工事。（過年度発生災害だけでなく今後発生する災害に係る復旧工事も対象とします。）

④対象者

次に掲げる要件を全て満たしている事業者の方を対象とします。

ア 受注意向申し出時に東広島市建設工事競争入札参加資格者として認定されている業種が土木一式工事

イ 営業所所在地が東広島市内に主たる営業所かつ本店

ウ 案件ごとに記載された認定等級

⑤選定方法

申し出のあった事業者を候補者として決定し、随意契約に係る手続きを行います。（申し出者が2者以上の場合には、競争見積を行います。）

候補者を決定した際には、電子入札システム又はFAXにて見積依頼をしますので、見積依頼書に記載された提出期限までに、次の提出資料を提出してください。

- ・見積書（提出方法については、随意契約締結に係る事務取扱要領による）
- ・積算内訳書（競争見積の場合）

⑥その他

受注意向申出書、受注意向申し出対象災害復旧工事、申し出要件、設計図書等については、東広島市総務部契約課ホームページに掲載します。

【ホームページ掲載場所】

契約課ホームページ＞7 建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務(随意契約見積依頼)
＞災害復旧工事受注意向申し出について

(別紙①)

年 月 日

東 広 島 市 長 様

住 所 :

商号又は名称 :

氏 名 :

受 注 意 向 申 出 書

次の案件について、受注の意向がある旨を申し出ます。

工事管理番号 _____

工 事 名 _____

提出及び問い合わせ先：東広島市総務部契約課工事契約係

電 話：082-420-0930

F A X：082-431-0077

(4) 工事書類の平準化（簡素化）について

1 趣旨

働き方改革関連法の改正に伴う残業時間の上限規制や週休2日の普及、急速に進展するICTの活用などを背景に、受注者の負担軽減や発注者の監督・検査の合理化を図るため、工事書類の平準化（簡素化）を行います。

2 工事書類平準化（簡素化）の内容

- (1) 施工体制台帳に添付が必要な書類、添付が不要な書類を明文化します。
- (2) 施工計画書の“軽微な変更”は変更施工計画書の提出を不要とし、“軽微な変更”の見解の統一を図るため、具体的な事例等を記載します。

3 適用日

令和7年4月1日以降に請負契約した案件から適用します。